

初志をいつまでも忘れず
行動し続けます。

西宮市議会議員

田中まさたけ 市政報告



■ 1期3年目始動。今年度は厚生常任委員長を
拝命しました。

西宮市議会は6月定例会から新しい年度が始まり、9、12、3月と1年間に4回の定例議会がそれぞれ約1ヶ月間開かれます。年度の始めの議会となる6月定例議会では、議長や副議長、4つ（総務、厚生、市民文教、建設）に分かれた常任委員会の委員長、副委員長など議会内での役職、審議会等の担当が決められます。私は、今年度は、環境・福祉・保健所・西宮市立中央病院の案件を専門的に扱う厚生常任委員会を担当することになり、1期3年目でその委員長を拝命しました。

これまで、時間制限のある本会議での一般質問でしか取りあげられなかった環境や福祉、中央病院に関する内容を、時間制限のない委員会の場で、より突っ込んだ議論がきくよう、かねてから厚生常任委員会の担当を希望していました。その希望が認められると同時に、若輩ながら、委員会の進行をはじめ、まとめ役としての委員長を拝命し、身の引き締まる思いをしています。そのような中で、環境問題に関しては、ごみに関する諸問題、食肉センターの問題、環境学習・環境再生の問題を中心に、福祉については、公立保育所の問題や子育て支援、少子高齢化の対応策を中心に、その他、西宮市立中央病院の諸問題や保健所行政の活性化について、積極的に発言していきたいと意気込んでいます。

■ 保育所サービスについて

これまで機会あるごとに、公立保育所と民間の認可保育所にかかる経費の格差（市が認可している民間保育所への補助金に比べ、公立は約1.47倍の経費が掛かっています。）を問題にし、公立保育所の民間移管計画の策定と、認可する民間保育所の運営主体の規制緩和（株式会社やNPOの参入）の必要性を訴え続けてきました。社会保障審議会の保育所サービスのあり方に関する答申に、それらの内容が一部盛り込ま

れました。市は今後、この答申に基づいて施策を進めていくとしており、訴えてきたことが実現したと言えます。

公立保育所の運営を民間に移管すると、採算が重視され、保育の質が落ちると懸念される方も多数いらっしゃいます。しかし、民間であっても、市が認可している保育所については、サービスの質を担保するための基準とチェック体制を強化して監視・指導がなされることになっています。そのような中、浮いた費用によって、現在も対応できていないニーズにより速やかに応えていくために、公立保育所と民間保育所の特質にあわせ、児童虐待の見守りや障害児保育など経費のかかる分野は公立が対応し、延長保育や産休明け保育、一時保育などのサービス拡充は、民間が中心となって担っていくという方向性も示されました。本市の保育所行政は大きく進歩しようとしています。

また、保育所施策の役割は、低所得者福祉から、共働きできる環境づくりへと変わってきています。在宅で保育を行っている家庭も多い中、少子化を食い止めるためには、在宅保育の支援にも力を入れる必要性が高くなってきていると感じています。今後、効率化して浮いた費用を保育所サービスの拡充に充てると同時に、在宅保育支援も拡充されるよう求めて参ります。

～Profile～

昭和50年7月 会社員の家庭に生まれる

平成6年3月 大阪府立四条畷高等学校卒業

平成11年3月 神戸大学工学部卒業

大学卒業直後から、西宮市議会議員筒井のぶお（現兵庫県議会議員）事務所に4年間勤務

平成15年4月 西宮市議会議員選挙初当選（当時27歳）

現在、西宮市議会最年少で活動中

■ 担当委員会

1年目 建設常任委員会 2年目 建設常任委員会 副委員長）

3年目 厚生常任委員会 委員長）

議会報告

平成17年6月議会では、以下の項目で約60分間一般質問を行いました。

1.入札と契約について

(ア)入札制度改革に対する意欲

(イ)契約結果と契約の公表

2.(仮称)市民参画条例について

(ア)条例制定の意義

(イ)条例の整理・統合

1. 入札と契約について

(ア)入札制度改革に対する意欲

入札から契約にかけての業務は、自治体が支出を決定する非常に重要な業務です。平成13年に「公共工事における入札及び契約の適正化の促進に関する法律(適正化法※)」が施行され、本市の工事に関する入札に関しては、一定の透明性や競争性の向上が図られました。しかし、低コストを追求するあまり、品質低下や手抜き工事の問題など新たな問題も浮上してきました。「安物買いの銭失い」では、税金の効率的な運用は望めません。そして、平成17年4月に「公共工事における品質の確保を促す法律」が施行され、これからは、コストの削減と同時に完成物の一定の品質を確保するための施策が求められるようになります。公金の効率的運用のためには、入札制度を定期的にチェックし、必要に応じて改善していく努力が重要です。そこで今回は以下の4点を提案し、入札制度改革に対する市の意欲を問いました。

※「適正化法」…公共工事の入札において、①透明性の確保②公正な競争の促進③適正な施工の確保④不正行為の排除に向けた取組を行うよう自治体に求めています。

◆バリューエンジニアリング【VE】提案制度の導入

VE提案制度とは、完成物の機能を低下させずに費用を下げるための技術、または同等の費用で機能を向上させるための技術の提案を民間企業から募り、反映することです。費用の縮減だけではなく、長期的な品質確保・向上に結びつける効果が期待でき

ます。費用縮減額の一部を提案者に還元する等のインセンティブを与えることで、技術提案を促すこともあります。自治体は、これまでは費用のみに着目して発注する企業を選定してきました。この場合、市は費用と提案事項を総合的に評価して選定しなければならず、提案事項や新しい技術を適切に評価・判断する能力が求められます。

周辺環境に配慮した技術や製品、費用削減のための工法、耐久性の高い材料の情報などを市役所の財産として積極的に取り入れて蓄積し、また、そうした開発努力を入札に反映することで、更なる企業の成長意欲を促すという一石二鳥の効果が期待できます。

◆特定建設事業共同企業体(特定JV)の入札参加

税収を考えたとき、市内企業の技術力や競争力を育成するための施策は有効であると考えています。特定JVとは、特定の工事に対して、2社以上の企業が共同企業体を形成し、入札参加から事業請負まで行います。受注機会の増加に繋がると同時に、企業体の中で技術を共有することで、各企業の技術力や経営力、市外での競争力の向上も期待できます。

◆主観点の導入

工事の入札においては、現在、経営審査事項(企業の経営状況を書類上で点数化したもの)の点数(客観点といわれています)のみで評価・ランク分けし、工事の予定価格によってランクを決定して自動的に指名されることになっています。これは、行政の恣意的な指名や外部からの不当介入を排除できるというメリットがあります。しかし、経営審査事項自体にも問題点(書類上の点数で、企業の実情が反映されていない場合がある点など)がある中で、これだけでは企業としての成長意欲を引き出すことは困難な状況になっています。そこで、これまでの工事成績や技術力、社会貢献度やISOの取得の有無なども公開された基準に基づいて点数化し、これまでの客観点に加点してランク分けを行うことで、市内企業の成長を促せるこ



とが期待できます。

◆入札制度検討委員会の設置

客観的に入札制度を評価するために、外部委員も入った入札制度検討委員会を設置し、公開された環境の下で入札制度を改善していくことを提案しました。

私の提案に対する市の姿勢、入札制度改革に対する市の意欲はまだまだ消極的といわざるを得ない答弁でした。実現に向けて機会あるごとに、新たな提案も含めて、入札制度改革の必要性を訴えてまいります。

(イ)入札結果と契約の公表

市がどのように契約の相手方を選定し、どのような契約を行っているのか、現状では分かりにくい状況にあります。そうした状況が不信感を募らせています。そこで、工事だけでなく、業務委託や物品購入についても、入札結果(予定価格と落札者、落札金額、入札メンバーとそのメンバーの入札金額、指名基準等)をホームページを通じて公表するように求めました。また、契約方を選定する際には、入札が原則となっていますが、例外措置である随意契約(入札によらずに契約方を決定して行われる契約)も多数行われています。そうした契約についても、入札を行わない理由等の情報も含めて積極的に公開すべきであると指摘しました。

常に多くの人の目にさらされることによって不正行為の抑止にもなりますし、説明責任を果たすことにもつながります。

工事に関する入札結果については、当初の予定を前倒しして、本年9月からホームページで公表されるようになりました。その他の情報公開については、技術的なことや人員の問題で、まだ時間がかかりそうです。引き続き、求めてまいります。

2. (仮称)市民参画条例について (ア) 条例策定の意義

市政運営の基本方針となるような条例や計画を策定する際に、市政運営への市民の直接の参画の場として、約1年間にわたって市民会議(※)を開催し、そこで得た提言を反映させるという手続きが全国的に普及しています。一般的には、昨今の複雑化・多様化したニーズに対応するために、住民の直接の参画の機会を作り、その後の協働を促進する必要性が高まってきた結果とされています。

そして本市でも、平成19年度中に、(仮称)市民参画条例を策定する予定となっています。しかし、現状では、形だけの条例制定・「参画と協働」になる可能性も秘めています。というのも、選挙の投票率や自治会への加入率が低下し、行政活動への関心が低下している中で、これまでの告知方法では不十分となることは明確です。しかし、どのように告知方法を改善するのかといった問題ひとつとっても解決していません。また、現在でも市民や各種団体からの提言を積極的に取り入れる意識が備わっておらず、改まって市民会議等から「提言」を受けてどこまで本当に反映できるのかも疑問

です。つまり、市当局の意識改革など、足元がまだ固まっていない中で、単に参画を謳っても絵に描いた餅となります。この条例をより実効性の高いものとするために、以下のような趣旨の問題点と検討すべき事項を提示したうえで、まず今回は、条例策定の意義と、どのように策定作業を進めていくのかを市当局に問いました。

◆市民会議の開催のメリット

- ①白紙から議論を始められ、市民の創意と工夫が反映できる。
- ②ボランティアでの参加が基本となるので、予算的に開催日数に制限がなく、徹底した議論が可能となる。
- ③行政からの情報提供によって住民の行政に対する理解が深まり、行政と住民の距離が縮まる。

これらのメリットは自動的に生まれません。これらを引き出すための行政の努力が必要です。

◆検討すべき問題点

- ①個人情報扱いが難しくなっている現在、積極的な情報公開・情報提供が困難になってきている。そこで、情報提供が中途半端になれば、議論が浅くなり、市の思惑通りの結論に導かれる可能性がある。
- ②告知が不足し、参加希望者が少なければ、一部の団体役員等の負

担が増える可能性が大きい。

③声の大きい者勝ちの偏った市民参画になる可能性がある。

などが挙げられます。

市の答弁では、条例策定の意義については未だ漠然としていたものの、策定の際には、市民にも参画していただくことを明言しました。今後も形だけの条例化に終わらせないよう議論を深めたいと考えています。

(※) 市民会議

一般の市民から公募によって委員を選定し、会議やワークショップを何度も繰り返し、専門家を招致し学習しながら、市から与えられたテーマについて一定の見解をまとめて提言を市長に提出します。

(イ) 条例の整理と体系化

詳細は、<http://masatake.jp/> をご覧下さい。



西宮市無防備条例(案)の審議に際して

◆西宮市無防備条例(案)が住民の直接請求により提案され、議会で慎重審議・否決されました

地方自治法第74条に、「有権者数の50分の1以上の連署をもって条例の制定を市長に対して直接請求できる。」旨の規定があります。この規定に基づいて、18051名の署名をもって、「西宮市平和・無防備都市条例」制定の直接請求がなされ、議会で審議されました。

私は、言うまでもなく平和を望む国民の1人であり、市民の平和を望む気持ちは尊重すべきであると考えています。だからこそ、念入りに調査を行いました。その中で、条例案(要旨は西宮市のサイトをご覧ください)の問題点として私たちが取り上げたのは、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書59条を根拠に、自治体が「無防備地域宣言」を行えば、本当に、確

実に平和が保障されるのかということでした。しかしながら、条例案には以下の問題点がありました。

- ①地方自治法や国民保護法など、国が定める法律に違反しなければ、この条例案の内容が実現できない。
- ②この条例の大前提である「無防備地域」と認められるための条件を、完全に満たすことが困難である。
- ③この条例案の根拠となっている条約が、他国間の争いで度々破られてきた経緯があると同時に、国家間の取り決めであることから、テロ組織の攻撃が想定されていない。

従って現状では、最悪の状況を想定して、被害を最小限に抑え、国民の生命を守るための備え(この条例案が可決すれば、それすら制限される可能性があります。)をしておくことは、行政の責務であるというのが私が出した結論です。

◆偏った参画と協働の危険性

審議の最中に、脅しとでも取れるアンケートでの意見が突きつけられました。「市民の署名を無視して、反対したら次の選挙で落としますよ。」といった類のものです。こうして脅しや偏見によって、偏った思想の持ち主の主張が堂々となされる環境は、非常に危険です。参画と協働のまちづくりを目指している本市にとって、どこまで中立性を確保できるかが課題であると改めて実感しました。

◆「市民感情を思うと法律に反していても賛成」という議員の存在

これも問題です。政治家は、報酬をもらって政策を判断するプロとして、責任をもって意思決定をしなければならないと考えています。こうした無責任な発言・行動は論外です。そのことを自覚し、これからも議員活動を行って参ります。